

## 社会福祉法人清風会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会（以下「本会」という。）の定款第5条、定款第6条第2項及び第16条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給及び額の決定)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間350万円以内とする。
- 3 この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は7,810円とする。また、理事長業務への報酬として、月額200,000円を支給する。
- 4 この法人が支給する報酬の額は、理事及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、6,470円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 5 この法人が支給する報酬の額は、監事の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、6,470円とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事については、15,000円（決算等会計事務処理指導料を含む）とする。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程の第3条第2項以下の改正については令和2年4月1日より施行する。

ただし、第3条第5項内、ただし以下の改正については、平成31年4月1日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

(報酬等の支給及び額の決定)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人の役員及び評議員の報酬総額は年間10万円以内とする。
- 3 この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は7,780円、役員及び評議員の報酬は6,440円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

- 1 第3条第2項において、報酬総額を年間50万円以内と改正する。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

(報酬等の支給及び額の決定)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間350万円以内とする。
- 3 この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は7,810円とする。また、理事長業務への報酬として、月額200,000円を支給する。
- 4 この法人が支給する報酬の額は、理事及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、6,470円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 5 この法人が支給する報酬の額は、監事の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、6,470円とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事については、15,000円(決算等会計事務処理指導料を含む。)とする。

附則

この規程の第3条第2項以下の改正については令和2年4月1日より施行する。ただし、第3条第5項内、ただし以下の改正については、平成31年4月1日より施行する。